江府町告示第　５３　号

令和８年度第３回江府町職員採用資格試験公告について

このことについて、別紙のとおり公示する。

令和８年１０月７日

江府町長　白石祐治

令和８年度第３回江府町職員採用試験案内

令和９年４月１日採用予定の江府町職員採用試験を次のとおり行います。

1　募集職種・採用予定者数・受験資格

募集職種	採用予定者数	受　験　資　格
一般事務	若干名	・住所要件なし ・昭和６１年４月２日以降に生まれた人で、高等学校以上の教育機関を卒業した者あるいは令和９年３月３１日までに卒業見込みの者
土木技師	若干名	・住所要件なし ・昭和６１年４月２日以降に生まれた人で、以下のいずれかの要件を満たす者 ①土木施工管理技士２級以上を有している者 ②土木施工管理業務の実務経験が５年以上あることを証明できる者 ③国土交通省令で定められている「２級土木施工管理技術検定指定学科」を卒業した者あるいは令和９年３月３１日までに卒業見込みの者
保育士	若干名	・住所要件なし ・昭和６１年４月２日以降に生まれた人で保育士資格を有するか、令和９年３月３１日までに取得見込みの者
調理師	若干名	・住所要件なし ・昭和６１年４月２日以降に生まれた人で調理師資格を有するか、令和９年３月３１日までに取得見込みの者

※新卒者はもちろん、既卒者や社会人経験のある方も幅広く応募いただけます（職務経験の年数は問いません）。

※ 別に示した注意事項①に該当する人は、受験資格がありません。

※ 日本国籍を有しない人は、別に示した注意事項②のとおりとなります。

※保育士・調理師等のこどもと接する業務に従事するに当たっては、令和８年１２月２５日に施行予定の学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（以下「こども性暴力防止法」といいます。）に基づき、特定性犯罪の前科の有無を確認するための性犯罪事実確認が必要となります。特定性犯罪の前科がある場合は、こども性暴力防止法に基づき、本業務に従事させないこと等の措置を講じる必要があるため、採用条件の一つとして、**特定性犯罪の前科がないことを求める誓約書等により前科の有無を確認します。**

2　申込方法・受付期間

申込方法	インターネット電子申請による申込「下記 URL 又は QR コードから入力フォームへ」 https://apply.e-tumo.jp/town-kofu-tottori-u/offer/offerList_detail?tempSeq=23671

受付期間	令和８年１０月８日（木）午前９時～令和８年１１月２４日（火）午後３時 ※インターネット申込のみ

３　採用予定時期

令和９年４月１日

４．試験日・試験内容

（１）日時及び場所

令和８年１２月６日（日）に江府町防災情報センターで行いますが、正式な時刻及び試験会場は受験票に記載いたします。

※ 申込者に受験票を郵送しますが、令和８年１２月３日(木)までに到着しないときは、江府町役場総務課（電話：０８５９－７５－２２１１）に照会してください。

（２）試験種目

職種	試験科目	内　容
一般事務	（ア）教養試験	時事、社会・人文に関する一般知識を問う問題（「自然に関する一般知識」の出題はありません。）、文章理解、判断・数的推理、資料解釈に関する能力を問う問題等について択一式による筆記試験
土木技師	－	専門試験は実施なし
保育士	－	専門試験は実施なし
調理師	－	専門試験は実施なし
職種共通	（イ）事務適性検査	事務職員としての適応性を正確さ、迅速さ等の作業能力の面からみる
	（ウ）性格特性検査	公務員に求められる六つの基礎的な性格特性をみる
	（エ）作文試験	課題に対する理解力、文章による表現力などについての筆記試験
	（オ）口述試験	主として人物について個別面接による試験

※配点は口述試験を重視し、試験間の配点は、面接：その他≒５：５となります。

※性格特性検査の得点は算出されません。

５　勤務条件等（予定）

（１）初任給　２２５，６００円（大学新卒）　　２１３，１００円（短大新卒）

２００，３００円（高校新卒）

※初任給も含め給与は、人事院勧告を参考に改定されます。

（２）給料に加えて、扶養手当、住居手当、通勤手当、期末手当、勤勉手当、時間外勤務手当などの諸手当を、条件に応じて給与条例により支給します。

（３）有給休暇、特別休暇など各種休暇について、条例に応じて付与します。

６　問合せ先

江府町役場　総務課　　担当　影山

電話　０８５９-７５-２２１１

７．合格者の発表

令和８年１２月下旬に文書で合格者に通知するほか、合格者の受験番号を江府町の役場掲示板に掲示するとともに、公式ウェブサイトに掲載します。

８．合格から採用まで

（１）合格者は、採用候補者名簿に登載され、欠員があった場合そのうちから採用者が決定されます。従って合格者の全員が必ず採用されるとは限りません。

（２）採用候補者名簿の有効期限は原則として一年間です。

※注意事項①

下記に該当する人は、受験資格がありません

地方公務員法第１６条に該当する人（以下のいずれかに該当する人）

・禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人

・当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から２年を経過しない人

・日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人

・学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律に基づく、特定性犯罪の前科がない人

※注意事項②

日本国籍を有しない人については、活動に制限のない在留の資格を取得している人又は令和９年３月３１日までにこの資格を取得する見込みの人に限り受験できます。